

見 積 書 提出期限		令和8年9月17日		午後 3時		081061		様式2 (表)		収入印紙 契約の相手方 となった者は 貼付を要する	
事業請負見積書											
令和 年 月 日											
大阪市 契約担当者 大阪市東住吉区長				様				印			
住所又は事業所所在地 商 号 又 は 名 称 氏名又は代表者氏名											
下記について見積条項に従い、次の金額で見積ります。 なお、関係法令・貴市関係規定および裏面記載の契約条項に従い契約を履行します。											
見積金額				百万				千		円	
契約金額				百万				千		円	
☐ 課税事業者 うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額 円											
☐ 免税事業者											
契約金額は、見積金額に当該金額の100分の10を上積みした額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）です。 なお、契約相手方となった場合には、商号、所在地及び契約金額等を公表することがあります。											
記											
事業名称		障がいのある方たちの事業所マップ印刷等業務									
履行期限		令和9年1月29日				履行場所		本市指定場所			
履行方法		別紙仕様書のとおり				その他					
明細書	名称		形状・寸法・摘要						数量		
	別紙のとおり										
(見積条項) 裏面のとおり											
本書のとおり契約を締結する。 1 契約方法 随意契約 地方自治法施行令 第167条の2第1項第 号 2 契約保証金 ☐ 契約金額の5/100以上 (金 円) ☐ 履行保証保険 ☐ 免除						支出科目	年度		会計		
							款				
							項				
							目				
						節					
						細節					
用途						起案 令和 . .					
摘要						決裁 令和 . .					
決裁		局長		部長		課長		課長代理		係長	
裁										第 号	

見積条項

- 1 見積書は、その提出した見積書の書換、引換または撤回をすることができない。
- 2 価格決定に当たっては、見積書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（加算した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって決定価格とするので、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。
- 3 大阪市契約規則第 28 条第 1 項各号の 1 に該当する見積は無効とする。
- 4 合計金額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てること。
- 5 個人は本人、法人は代表者又はそれぞれの委任状を提出し、確認を受けた代理人が記名押印すること。

契約条項

（検査の時期）

- 1 大阪市（以下「発注者」という。）は、請負人（以下「受注者」という。）から給付の完了の通知を受けた日から工事については 14 日、その他の給付については 10 日以内に検査を行う。

（契約代金の支払い時期）

- 2 発注者は、受注者から適法な支払い請求を受けた日から工事については 40 日、その他の給付については 30 日以内に契約代金を支払う。

（受注者の履行遅延の場合における損害金）

- 3 受注者の責めに帰する理由により契約の履行を遅延した場合は、受注者は、大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 56 条の規定による延滞違約金を発注者に支払う。

（発注者の契約代金支払いの遅延の場合における損害金）

- 4 発注者の責めに帰する理由により契約代金の支払いを遅延した場合は、発注者は、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払う。

（契約保証金の帰属等）

- 5 受注者の責めに帰する理由による履行遅延その他契約の不履行の場合においては、契約保証金を次のとおり処分する。

（1）大阪市契約規則第 38 条の規定による。

（2）大阪市契約規則第 61 条の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、発注者に帰属する。

（契約に関する紛争の解決方法）

- 6 本契約に関し紛争が生じた場合は、大阪市契約規則及び大阪市区会規則によることとし、万一、解決に至らないときは、発注者と受注者とが協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼する。

なお、この仲裁のために要した費用は、発注者と受注者とが平等に負担する。

暴力団等の排除に関する特記事項

- 1 暴力団等の排除について

- （1）発注者は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

- （2）発注者は、条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

- （3）受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

- （4）受注者は、下請負人等に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

- （5）第 1 号及び第 2 号の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- （6）受注者及び下請負人等は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

- （7）受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

- （8）受注者は第 6 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

- （9）発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

- 2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。

ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

仕様書

1 案件名称 障がいのある方たちの事業所マップ印刷等業務

2 履行期間 契約締結日から令和9年1月29日

3 業務内容

令和8年度版「障がいのある方たちの事業所マップ」の編集・校正・カラーカンパの作成・校正の校了・印刷・納品までの一切。

- ・編集等（デザイン・レイアウトの作成・校正（版下校正・色校正））
- ・印刷・加工（蛇腹折り＋2つ折り）・納品
- ・完成データ及び保存用データの作成・提出
- ・その他打合せ

※契約締結後速やかに編集から校了・納品にかかるスケジュール等を本市と協議すること。

4 編集等

（1）資料提供

入稿予定日：契約締結後、令和8年10月中旬～下旬頃

本市から、掲載事業所一覧（Excel ファイル）及び昨年度作成マップ（AI・PDF ファイル・紙媒体）を提供する。

（2）編集

【表面】タイトル・凡例・地図データ作成・地図上事業所位置表示

※昨年度作成マップの情報をベースとして地図データ作成を行うが、国土地理院の地図データ等直近の地図データを利用すること。

【裏面】凡例・掲載事業所一覧作成

※レイアウトは基本的に参考見本に準じるが、掲載事業所数により、一部事業所情報を裏面から表面に掲載する等、一部レイアウトを変更する場合がある。

（3）校正 3回（色校正1回含む）

5 印刷

（1）発行部数 1, 200部

（2）刷 色 両面フルカラー

（3）紙 質 マットコート紙 104.7 g/m²（90kg）

（4）仕上寸法 展開B2からB5仕上げ 蛇腹折り＋2つ折り

6 成果物及び納品

（1）成果物

①令和8年度版「障がいのある方たちの事業所マップ」1, 200部

※蛇腹折り＋２つ折り加工後、50 部一括りで梱包し、汚れや損傷を来さないよう措置を講ずること。

②データ

電子媒体（CD-R 等）に格納し、納品すること。電子媒体の提出にあたっては、最新のパターンファイルに更新されたウィルスチェックを行い、本市の環境にコンピューターウィルスを侵入させないための措置を講ずること。

【最終校正を反映した完成データ】

AI ファイルでアウトライン済み・アウトライン前のもの。再編集可能なデータであること。ファイル圧縮はしないこと。

【ホームページ掲載用データ】

両面合わせて 1 MB 未満のファイル及び片面それぞれ 1 MB 未満の PDF ファイル。

(2) 納入期限 令和 9 年 1 月 2 9 日

(3) 納入場所 東住吉区役所保健福祉課 2 階 2 8 番窓口（大阪市東住吉区東田辺 1－1 3－4）

7 その他

- ・仕様書に定めのない事項については、本市の解釈とする。
- ・仕様書の疑義については、下記「8 担当者」に問い合わせること。
- ・契約締結後、速やかに事業担当と印刷日程等の詳細について協議すること。
- ・「大阪市グリーン調達方針」（<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html>）の（2）紙類及び（22-2）印刷の【品目及び判断の基準等】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。ただし、（22-2）印刷の【判断の基準】〈共通事項〉①の紙に関する部分は適用しないものとする。
- ・契約時と納品時に別添の「資材確認票」を提出すること。
- ・納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」、別添の「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出すること。
- ・成果物に係る使用权及び著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は、本市に帰属するものとする。
- ・掲載事業所一覧の情報は個人情報に準じた取扱いをするとともに、納品後は廃棄すること。

8 担当者 東住吉区役所保健福祉課 担当者：吉井

電話番号 0 6－4 3 9 9－9 9 2 6



東住吉区ホームページに
事業所マップ(PDF版)を
掲載しております。



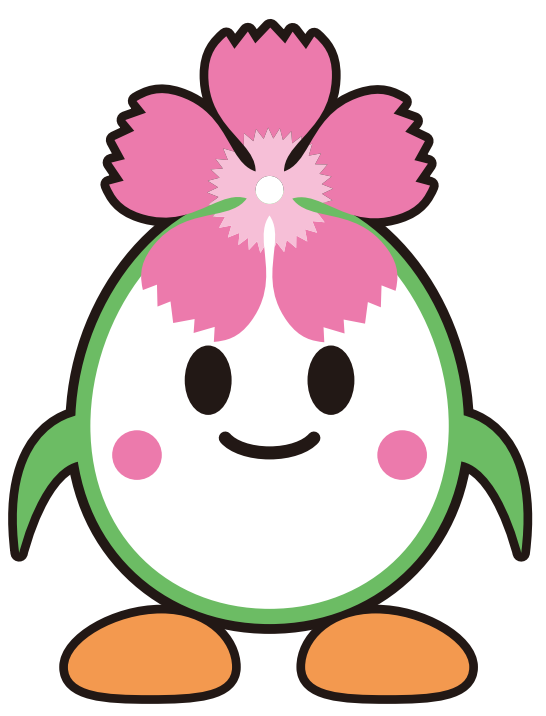
東住吉区

令和7年度版 障がいの ある方たちの 事業所マップ

令和7年7月1日現在の事業所情報になります。
掲載希望のあった事業所を掲載しております。

凡例

- No ヘルプ事業所(1~)
- No 児童通所事業所(101~)
- No 日中活動事業所(201~)
- No 短期入所(301~)
- No 相談支援事業所(401~)
- No 障がい者基幹相談支援センター(501)
- No 地域活動支援センター(601)



東住吉区マスコットキャラクター「なっぴー」



相談支援事業所		
401 あも相談支援事業所 西今川1-25-10 TEL 070-5434-1202 (身・知・精・聴・児)	402 夢星相談支援センター 北田辺4-18-20 TEL 090-8214-0269 FAX 7635-8526 (身・知・精・聴・児)	403 社会福祉法人 今川学園 今川の里 今川3-1-87 TEL 6791-1211 FAX 6791-5700 (身・知・精・聴・児)
404 サボワーク 今川1-18-3 TEL 6793-7557 FAX 6708-1670 (身・知・精・聴・児)	405 リンク相談支援 田辺1-8-4-602号 TEL 6654-7000 FAX 6654-7001 (身・知・精・聴・児)	406 ハルカ 田辺2-11-49 TEL 6622-5173 FAX 6690-7345 (身・知・精・聴・児)
407 陽なたぼっこ 駒川3-14-4 TEL 6629-8311 FAX 6629-8355 (身・知・精・聴・児)	408 フラワー介護2 田辺2-7-16 TEL 6654-9001 FAX 6654-9201 (身・知・精・聴・児)	409 相談支援ao 南田辺1-4-26 TEL 6625-3458 FAX 6625-3458 (身・知・精・聴・児)
410 相談支援事業所 いんがー 東田辺2-9-15 TEL 6692-3535 FAX 6692-3536 (児)	411 相談支援なないろ 針中野2-5-1 TEL 6706-3855 FAX 6706-3855 (身・知・精・聴・児)	412 相談支援センター せらぎ 湯里1-1-21 TEL 6654-4229 FAX 6654-6079 (身・知・精・聴・児)
413 大阪発達総合療育センター いぶき 山坂5-11-21 TEL 6699-8731 FAX 6699-8134 (身・知・精・聴・児)	414 ENISHI 一線一 鷹合4-17-2 TEL 6696-8688 FAX 6696-8688 (身・知・精・聴・児)	415 ここの葉 湯里6-12-17 TEL 6706-2282 FAX 6706-2281 (身・知・精・聴・児)
416 ドリーム・プリン 相談支援 湯里5-4-14 TEL 6797-2861 FAX 6720-9498 (身・知・精・聴・児)	417 せらふばーらん 鷹合3-6-32 TEL 6609-8500 FAX 6608-1922 (身・知・精・聴・児)	418 相談支援事業所あまつ 公園南矢田1-4-26 TEL 090-9711-6780 FAX 7635-7723 (身・知・精・聴・児)
419 相談支援室 こっぺぱん 公園南矢田1-29-15 TEL 6615-8533 FAX 6615-8535 (身・知・精・聴・児)	420 特定相談支援センター 幸樹 住道矢田7-1-15 TEL 6702-3156 FAX 6702-3150 (身・知・精・聴・児)	421 障害者総合支援センター あつたかほ 照ヶ丘矢田3-6-2 TEL 6760-7144 FAX 6760-7076 (身・知・精・聴・児)
422 コバン 住道矢田1-21-19 TEL 6777-2489 FAX 6777-2574 (身・知・精・聴・児)	423 もくれんユリノキ 矢田6-8-7 TEL 6609-8500 FAX 6608-1922 (身・知・精・聴・児)	424 キンダーハイム 相談支援 矢田6-8-29 TEL 6609-6300 FAX 6609-7300 (児)
425 相談支援事業所つーちゃん 公園南矢田3-17-13 TEL 080-5113-1348 FAX 7221-2996 (身・知・精・聴・児)	426 だんてらいおん 相談支援事業所 矢田5-9-8 TEL 7668-1101 FAX 7668-8112 (児)	427 相談センターいちご 住道矢田3-4-3 TEL 6769-1517 FAX 6769-1517 (児)

**障がい者基幹
相談支援センター**

501 障がい者基幹相談支援センター
西今川12-3-8
TEL 6760-2671 FAX 6760-2672

**地域活動
支援センター**

601 地域活動支援センターもくれん
矢田6-8-7
TEL 6609-8500 FAX 6608-1922 住吉

令和7年7月1日現在の事業所情報になります

令和7年7月1日現在の事業所情報になります

11 Grey

11 Grey

作成年月日： 年 月 日

御中

件名：

資 材 確 認 票

(会社名)

- () 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)
- () 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文						
	表紙						
	見返し						
	カバー						
インキ類							
加工	製本加工						
	表面加工						
	その他加工						
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
A ランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	
A または B ランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
C または D ランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 注 1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注 2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
- 注 3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

資材確認票の様式（例）

作成年月日： 年 月 日

御中

件名：

資 材 確 認 票

〇〇印刷株式会社

(○) 本件印刷物の製作に当たっては、下記の印刷資材を使用します。(契約時)
() 下記の印刷資材を使用して本件印刷物を製作したことを証明します。(納品時)

印刷資材		使用 有無	リサイクル 適性ランク	資材の種類	製造元・銘柄名	大阪市 グリーン 調達方針 適合有無	備考
用紙	本文	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合 評価値 90
	表紙	○	A	コート紙	●●製紙／●●	○	
	見返し	○	A	上質紙	●●製紙／●●	○	総合 評価値 85
	カバー	—	—				
インキ類		○	A	平版インキ	●●インキ／●●	○	
加工	製本加工	○	A	PUR系ホットメルト	●●化学／●●	○	
	表面加工	○	A	OPニス	●●化学／●●	○	
	その他加工	—	—				
その他							

↓

使用資材	リサイクル適性	判別
Aランクの資材のみ使用	印刷用の紙にリサイクルできます	○
AまたはBランクの資材のみを使用	板紙にリサイクルできます	
CまたはDランクの資材を使用	リサイクルに適さない資材を使用しています	

- 注1 資材確認票に記入する印刷資材は、最新の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドライン」に掲載された古紙リサイクル適性ランクリストを参照すること。
- 注2 印刷用紙に係る判断の基準を適用する資材については、備考欄に、当該資材の総合評価値を記入すること。また、検査の参考資料としてサンプル紙及び出荷確認票等の資料を添付すること。
- 注3 印刷用紙に係る判断の基準（「紙類」参照）について、冊子形状（統計書、広報紙、会報等）の表紙は除く。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

作成年月日： 年 月 日

御中

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト

会社名：

下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。

工程		実 現	基 準（要求内容）
製版		はい／いいえ	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。
刷版		はい／いいえ	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。
印刷	オフセット	はい／いいえ	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		はい／いいえ／該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		はい／いいえ	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	はい／いいえ	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		はい／いいえ	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
	表面加工 該当： あり／なし	はい／いいえ	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。
		はい／いいえ	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
製本加工 該当： あり／なし		はい／いいえ	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。
		はい／いいえ	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト（例）

			作成年月日： 年 月 日
御中			
オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト			
〇〇印刷株式会社			
下記のとおり、各工程において環境に配慮して印刷物を制作したことを証明します。			
工程	実 現	基 準（要求内容）	
製版	☒ はい ☐ いい ☐ え	①次の A 又は B のいずれかを満たしている。 A 工程のデジタル化（DTP 化）率が 50%以上である。 B 製版フィルムを使用する工程において、廃液及び製版フィルムから銀の回収を行っている。	
刷版	☒ はい ☐ いい ☐ え	②印刷版（アルミ基材のもの）の再使用又はリサイクルを行っている。	
印刷	オフセット	☒ はい ☐ いい ☐ え	③水なし印刷システムを導入している、湿し水循環システムを導入している、環境に配慮した湿し水を導入している、自動布洗浄を導入している、自動液洗浄の場合は循環システムを導入している、環境に配慮した洗浄液を導入している、廃ウェス容器や洗浄剤容器に蓋をしている等の VOC の発生抑制策を講じている。
		☒ はい ☐ いい ☐ え / 該当なし	④輪転印刷工程の熱風乾燥印刷の場合にあっては、VOC 処理装置を設置し、適切に運転管理している。
		☒ はい ☐ いい ☐ え	⑤損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料へのリサイクル率が 80%以上である。
	デジタル	☐ はい / ☐ いい ☐ え	⑥省電力機能の活用、未使用時の電源切断など、省エネルギー活動を行っている。
		☐ はい / ☐ いい ☐ え	⑦損紙等（印刷工程から発生する損紙、残紙）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。
表面加工 該当： ☒ あり / ☐ なし	☐ はい / ☐ いい ☐ え	⑧アルコール類を濃度 30%未満で使用している。	
	☐ はい / ☐ いい ☐ え	⑨損紙等（光沢加工工程から発生する損紙、残紙、残フィルム）の製紙原料等へのリサイクル率が 80%以上である。	
製本加工 該当： ☒ あり / ☐ なし	☒ はい ☐ いい ☐ え	⑩窓、ドアの開放を禁止する等の騒音・振動の抑制策を講じている。	
	☒ はい ☐ いい ☐ え	⑪損紙等（製本工程から発生する損紙）の製紙原料へのリサイクル率が 70%以上である。	

備考） 内容に関する問合せに当たって必要となる項目や押印等の要否については、様式の変更等を行うことができる。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NO_x・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車交通環境対策グループ
電 話：06-6615-7965

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の東住吉区役所総務課（連絡先：０６－４３９９－９６２５）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（東住吉区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。